

会社法改正により決算公告が義務付けられました。

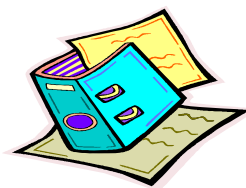
決算公告作成いたします！

－「電磁的公示」「電子公告」がお手軽に、そして安価に掲載できます！－

■□ 決算公告内容 □■

I. 電子公示／電磁的公示作成いたします

アドレス取得・pdf作成・ホームページ掲載等



II. 5期分まで公示可能です

決算公告に関する商法等の規定

1. 公告の義務、 時期及び方法

株式会社は、決算確定後速やかに「貸借対照表の内容またはその要旨」を公開する義務があります(商法第283条第4項)。

2. 罰則規定

公告を怠り又は不正の公告をした場合には、行征罰として「100万円以下の過料に処す」と定められています。(商法第498条第1項第2号、商法特例法第30条第1項第9号)

新会社法

新会社法

株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大法人にあっては貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない(会社法440条)。

・・・定款の変更も請負ます！

先ずはご相談ください！(FAX:06-6307-0234)
追って、ご連絡いたします。

社名(屋号)	
代表者名	様
住所	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	

又は、ホームページの「ご相談コーナー」より是非ご質問ください！